

招集告示年月日		平成 29 年 2 月 22 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 29 年 3 月 1 日 午前 10 時 00 分			閉会	平成 29 年 3 月 17 日 午後 1 時 54 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸 義昭	応・出	8 番	津端 眞一	応・出	
	2 番	村山 道明	応・出	9 番	大平 謙一	応・出	
	3 番	石田 タマエ	応・出	10 番	河田 強一	応・出	
	4 番	風巻 光明	応・出	11 番	藤ノ木 浩子	応・出	
	5 番	恩田 稔	応・出	12 番	吉野 徹	応・出	
	6 番	桑原 洋子	応・出	13 番	桑原 悠	応・出	
	7 番	中山 弘	応・出	14 番	草津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の 規定により 説明のため 出席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	上村 憲司	○	税務町民課長	上村 栄一	○	
	副町長	小野塚 均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	江村 善文	○	
	教育長	桑原 正	○	建設課長	柳澤 康義	○	
	農業委員会長			教育委員会教育次長	清水 修	○	
	監査委員			会計管理者	桑原 松洋	○	
	総務課長	根津 和博	○	病院事務長	桑原 次郎	○	
	福祉保健課長	高橋 秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	村山 詳吾	議会事務局班長	小林 武		
会議録署名議員	1 番	半戸 義昭		8 番	津端 眞一		

日程第1	承認第1号	専決処分の承認について（平成28年度津南町一般会計補正予算（第9号））		
日程第2	同意第1号	津南町教育委員会委員任命の同意について		
日程第3	同意第2号	監査委員の選任同意について		
日程第4	議案第1号	津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第5			議案第2号	津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6			議案第3号	津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号	個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
日程第8	議案第5号	津南町税条例等の一部を改正する条例の制定について		
日程第9	議案第6号	津南町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第10	議案第7号	津南町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について		
日程第11	議案第8号	津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第12	議案第9号	津南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第13	議案第10号	津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第14			議案第11号	津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第12号	工事請負契約の変更について（大船町営住宅建設工事）		
日程第16	議案第13号	工事請負契約の変更について（大船町営住宅電気設備工事）		
日程第17	議案第14号	平成28年度津南町一般会計補正予算（第10号）		
日程第18	議案第15号	平成28年度津南町介護保険特別会計補正予算（第4号）		
日程第19	議案第16号	平成28年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第3号）		
日程第20	議案第17号	平成28年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第3号）		
日程第21	議案第18号	平成28年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）		

日程第22	議案第19号	財政調整基金の処分について
日程第23	議案第20号	平成29年度津南町一般会計予算
日程第24	議案第21号	平成29年度津南町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第22号	平成29年度津南町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第23号	平成29年度津南町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第24号	平成29年度津南町簡易水道特別会計予算
日程第28	議案第25号	平成29年度津南町下水道事業特別会計予算
日程第29	議案第26号	平成29年度津南町農業集落排水事業特別会計予算
日程第30	議案第27号	平成29年度津南町病院事業会計予算

議長の開議宣告

議長（草津 進）

本日の遅刻届者は、11番、藤ノ木浩子議員です。これより本日の会議を開きます。

—（午後1時00分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

承認第1号 専決処分の承認について（平成28年度津南町一般会計補正予算（第9号））

議長（草津 進）

承認第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

承認第1号につきましては、ふるさと支援町づくり寄附金が現計予算より増える見込みであったため、ふるさと支援町づくり基金積立金とふるさと納税事務委託料等の増額について、1月30日付で専決処分をさせていただいたものであります。細部につきまして、総務課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 2

同意第1号 津南町教育委員会委員任命の同意について

議長（草津 進）

同意第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

本町教育委員会委員の柳沢博氏が、平成29年4月2日をもって任期満了を迎えることから、再度選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。柳沢氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格識見ともに適任者と考えておりますので、御同意賜りますようお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第1号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただ今議場に在場する表決権を有する出席議員数は12名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、栗原洋子議員及び12番、吉野徹議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありますか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行いません。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行いません。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（草津 進）

投票漏れはありますか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行いません。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。投票総数 12 票。内、有効投票 12 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 11 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第 1 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

日 程 第 3

同意第 2 号 監査委員の選任同意について

議長（草津 進）

同意第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

監査委員の中島豊氏から、平成 29 年 3 月 31 日付をもって退職したい旨の申入れがありました。中島氏には、6 年間にわたり御尽力を賜り、心から敬意と感謝を申し上げます。後任として、太田新田の藤ノ木勤氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。藤ノ木氏の略歴につきましては、参考資料のとおりであり、人格識見ともに監査委員として適任者であると考えておりますので、御同意賜りますようお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行いません。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第 2 号について採決を行います。

採決は先例に従い無記名投票をもって行います。議場を閉鎖いたします。

—（書記議場閉鎖）—

ただ今議場に在場する表決権を有する出席議員数は 12 名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、半戸義昭議員及び 7 番、中山弘議員を指名いたします。

議長（草津 進）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載願います。なお、白票、他事記載は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行ないます。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行ないます。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（草津 進）

投票漏れはありませんか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行ないます。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（草津 進）

開票の結果を申し上げます。投票総数 12 票。内、有効投票 12 票。無効投票 0 票。有効投票中賛成 11 票、反対 1 票。

以上のとおり賛成多数です。よって、同意第 2 号は同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解除いたします。

日 程 第 4

議案第 1 号 津南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 5

議案第 2 号 津南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 6

議案第 3 号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 1 号から議案第 3 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第1号から議案第3号を一括して説明申し上げます。いずれも、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正であり、育児又は介護を行う職員を支援するものであります。細部につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくお願いたします。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議長（草津 進）

議案第1号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

議案第1号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第2号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

議案第2号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第3号について討論を行ないます。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

議案第3号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 7

議案第4号 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例の参照先等の整理を行うものであります。細部につきましては、総務課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

この改正によって、どのようなことが変わってくるのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

国は既に1月から始めておりますけれども、地方公共団体は、平成29年の7月から情報連携ということで、個人情報、例えば税の情報とか社会福祉の情報とか、ほかの市町村と連携して情報提供することができますので、住民の皆様の、例えばいろいろな書類に添付する必要書類が減るというメリットがございます。

議長（草津 進）

9番、大平謙一議員。

(9番) 大平謙一

ちょっとこれと違うみたいなのですけども、今、確定申告の所に番号というのがある。そういうものを書かなければならないということになるのでしょうか。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

それとは違います。これは、地方公共団体間のやり取りになりますので、個人の方々の負担はなくなります。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。

議案第4号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—(起立11名、非起立1名)—

賛成多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 8

議案第5号 津南町税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

地方税の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令など、法律政令省令がそれぞれ公布されたことに伴い、条例改正を行うものであります。細部につきましては、税務町民課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

税務町民課長。

税務町民課長（上村栄一）

—（細部について説明を行う。）—

—（11番、藤ノ木浩子議員、入場）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。

議案第5号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 9

議案第6号 津南町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

子ども子育て支援法の施行により、保育所の入所の決定については、保育に欠ける理由を提出する書類により認定事務を行うことになり、教育委員会単独で入所決定することになったため、条例改正を行うものであります。細部につきましては、教育次長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

教育次長。

教育次長（清水 修）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。

議案第6号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 10

議案第7号 津南町在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について

議長 (草津 進)

議案第7号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (上村憲司)

在宅介護支援センターの業務が、津南福社会や地域包括支援センターが行なっている他の事業で賄われていることから、条例を廃止するものであります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長 (草津 進)

福祉保健課長。

福祉保健課長 (高橋秀幸)

— (細部について説明を行う。) —

議長 (草津 進)

これより質疑を行います。 — (質疑者なし) —

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。

議案第7号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 11

議案第8号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 (草津 進)

議案第8号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令が平成 28 年に公布され、これにより国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴う条例改正であります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 8 号について採決いたします。

議案第 8 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 12

議案第 9 号 津南町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第 9 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

町介護保険条例の介護予防日常生活支援総合事業等に関する経過措置のうち、在宅医療介護連携推進の事業を開始していることに伴う条例改正であります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第9号について採決いたします。

議案第9号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 13

議案第10号 津南町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日 程 第 14

議案第11号 津南町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第10号から議案第11号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第10号及び議案第11号を一括して説明申し上げます。議案第10号は、介護保険法の改正により、地域密着型通所介護の事業の人員、設備及び運営に関する基準を市町村の条例で定めることとなったための条例改正であります。議案第11号は、国が定める基準の改正に伴い、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に従事する看護師等が併せて従事することができる事業所を新たに加える必要があるための条例改正であります。細部につきましては、福祉保健課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

地域密着型の通所介護事業所と小規模療養通所介護事業所の違いを教えてください。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今回の小規模な地域密着型の通所介護につきましては、今まで都道府県が指定したものの中の利用定員が 18 人以下のものを、地域密着型として市町村が指定するものと国が規定を改正したというものでございます。それから、その中の指定療養通所介護につきましては、難病の方やガン末期の方のサービス提供に当たり常時看護師さん等が必要だということで、そういった施設について定めているものでございますが、これは新潟県にはこういった事業所はないというものなのですが、国が定めたということでございますので、今回一律に改正をしたというものでございます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

その療養型の通所介護というのは、単独で地域密着型とは別に考えて、療養型の通所介護施設というふうに、今、課長が言われたように、特にそういう重症な方を対象にしたデイサービスというふうに考えていいのか。それともう 1 点は、18 人以下ですよね。18 人以下というのは、単独で経営した場合に採算が合うのかどうか。今、津南では、大体ミニ特養とデイサービスをセットにした施設になっていますが、18 人以下というのは単独でやった場合、採算が合うのかどうか、そこら辺はわかりますか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

指定療養通所介護につきましては、指定地域密着型通所介護の中で難病やガン末期の方を対象にしたということですので、地域密着型であります。それから、18人以下で採算が合うのかということですが、そこら辺は私も分かりません。新潟県では事業所はあるのですが、新潟市周辺が多いということですので、人口が多い所にある事業所なのかなということ、採算が合うかどうか私は分かりませんが、そういった都会、どちらかというと都市部のほうの事業所なのかなと思っております。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

その療養型の通所介護なのですが、今現在、津南にある地域密着型の通所介護の中に取り入れるということはできるのでしょうか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今、町内にある通所介護については、認知症対応型の通所介護サービスで全く内容が違いますので、その中に取り入れるということはいかなると思います。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第10号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第10号について採決いたします。

議案第10号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第11号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第11号について採決いたします。

議案第11号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

議案第 12 号 工事請負契約の変更について（大船町営住宅建設工事）

日 程 第 16

議案第 13 号 工事請負契約の変更について（大船町営住宅電気設備工事）

議長（草津 進）

議案第 12 号から議案第 13 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 12 号及び議案第 13 号を一括して説明申し上げます。平成 28 年 8 月 9 日、議案第 59 号及び議案第 60 号により、議決を経て締結した大船町営住宅の建設工事及び電気設備工事について、それぞれ請負契約の一部を変更するものであります。細部につきましては、建設課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより一括して質疑を行ないます。

2 番、村山道明議員。

（2 番）村山道明

1 点だけお聞きいたします。電気設備工事なのですが、避雷針の設計変更ということで、前の避雷針の設計額が記載されていると思いますが、それとの差額が 517 万円のたし算になったということでしょうか。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

増額の 517 万 3,200 円の内訳でよろしいでしょうか。内訳といたしましては、当初、通常の

避雷針 3 基を設置する予定でございました。それで受けて地中へ逃がすという当初の設計でございましたが、地中に岩盤等がございまして、地中へ逃がせられない。抵抗値がありすぎて逃げないといったことで、反対に雷を寄せ付けない極性の反転型避雷針の設置の単価、これは 1 基で済みますけれども、その単品の増額。あと、アンテナ・テレビ等のそれによる配線の変更。あと、ピット部の配管の予定を廊下の上に回す配管の配置の変更等でございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議長（草津 進）

議案第 12 号について討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 12 号について採決いたします。

議案第 12 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 13 号について討論を行ないます。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

議案第 14 号 平成 28 年度津南町一般会計補正予算（第 10 号）

日 程 第 18

議案第 15 号 平成 28 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 19

議案第 16 号 平成 28 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 20

議案第 17 号 平成 28 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 21

議案第 18 号 平成 28 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議長（草津 進）

議案第 14 号から議案第 18 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 14 号から議案第 18 号まで一括して説明申し上げます。各会計とも、施設等の修繕料や除雪関係経費の補正及び平成 28 年度事業の完了を見据えた事業費の精算が主なものであります。細部につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

総務課長（根津和博）、税務町民課長（上村栄一）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）、建設課長（柳澤康義）、教育次長（清水 修）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

20 分間休憩いたします。

—（午後 3 時 04 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。

—（午後 3 時 24 分）—

これより一括して質疑を行いません。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

総務課に 1 点だけお伺いします。ちょっと聞くのが恥かもしれないのですけれども、先ほどの説明で、電算処理費が支出で 80 万 6,000 円増えましたと。国庫支出金が、ちょうどその関係で 80 万 6,000 円入りました。繰越明許費に 80 万 6,000 円ちょうど来年度繰り越しますと上がっていて、どうもこの一連の流れが私はよく分からないのですけれども、そこだけ教えていただいて。この個人カード、今は増えたというのですけれども、津南町は今、何人加入したかでもよろしいし、カード作成率が何%でもいいのですけれども、その辺分かりましたら、教えていただきたいと思うのです。すみません。

議長（草津 進）

総務課長。

総務課長（根津和博）

国からの補助金の内示がございまして、いわゆるマイナンバーカードの交付に係る事業が、やっぱり全国的にも低調でございまして、今年度付いた予算が全部消化しきれないということ

で、来年度に回すということでございます。今年付けますけれども、事業は来年度してくださいという話でございまして、繰越にさせていただいております。これは、日本全国同じでございます。マイナンバーカードの交付の件数ということでございますけれども、1月31日現在、津南町の交付率が5.3%でございまして、県内が6%でございました。若干県の平均より落ちているということでございます。

議長（草津 進）

11番、藤ノ木浩子議員。

（11番）藤ノ木浩子

2点、お伺いいたします。15ページの中条病院の精神科運営費補助減についてなのですが、制度改正があって、県が負担した場合も交付税でみるというお話でしたけれども、市町村が負担した場合も交付税でみるというふうに前になっていたわけだと思うのですが、それはどういふふうになったのでしょうかというところを1点お願いします。

それと、住宅改修事業が150軒中70軒の利用があったということなのですが、その内訳なのですが、平成28年度は、若者・高齢者支援をしたと思うのです。その70軒のうち、どんなふうにご利用者の利用があったのか。上限でいうと、10万円と20万円と分けると、どのくらいの数のなるのか、教えていただけますか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

まず、中条第2病院の精神科の運営費の関係の件でございましてけれども、国の公立病院に係る財政措置の取扱いというのが改正になりました。今までは、市町村が補助金を出した場合には、特別交付税の財源措置をしてくれるという制度だったわけですがけれども、平成28年度からは、今度は都道府県がそういった病院に財政支援した場合には、国が特別交付税措置をするという制度改正が。これも平成28年に入ってから制度改正が行われたということで、うちのほうは当然、従前の制度の中で当初予算を組んでいたのですけれども、それが年度に入ってから分かったということで、今回、減額をするということです。残った額は、県が補助した残額分、県が補助した2分の1について十日町市と津南町が、入院患者割・人口割でそれぞれ補助をするということで、当町の場合は、178万4,000円を残して、その分を精神科のほうに補助するというものでございます。

議長（草津 進）

建設課長。

建設課長（柳澤康義）

住宅改修事業でございまして、実績で70軒の内訳でございまして。こちら、10万円以上満度

で 20 万円という要件でございますが、10 万円以上が 14 軒。満度の 20 万円が 56 軒の軒数でございます。

議長（草津 進）

11 番、藤ノ木浩子議員。

（11 番）藤ノ木浩子

先ほどの中条病院の件ですけれども、そうしますと、市町村への財政の交付金の補助というのは、もうないと。県が負担した残りを十日町と 2 分の 1 ずつするというので、市町村が負担する分に対する補助というのはなくなったと理解していいのでしょうか。

議長（草津 進）

福祉保健課長。

福祉保健課長（高橋秀幸）

平成 28 年度からは、そのようになったわけでございます。市町村には、特別交付税の交付はなくなったということでございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案毎に行います。

議長（草津 進）

議案第 14 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 15 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 15 号について採決いたします。

議案第 15 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 16 号について討論を行いません。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 17 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 18 号について討論を行ないます。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —
全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 22

議案第 19 号 財政調整基金の処分について

日 程 第 23

議案第 20 号 平成 29 年度津南町一般会計予算

日 程 第 24

議案第 21 号 平成 29 年度津南町国民健康保険特別会計予算

日 程 第 25

議案第 22 号 平成 29 年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

日 程 第 26

議案第 23 号 平成 29 年度津南町介護保険特別会計予算

日 程 第 27

議案第 24 号 平成 29 年度津南町簡易水道特別会計予算

日 程 第 28

議案第 25 号 平成 29 年度津南町下水道事業特別会計予算

日 程 第 29

議案第 26 号 平成 29 年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

日 程 第 30

議案第 27 号 平成 29 年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 19 号から議案第 27 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（上村憲司）

議案第 19 号から議案第 27 号まで一括して説明申し上げます。平成 29 年度の予算規模につきましては、一般会計で 69 億 3,500 万円、前年度比 7.57%の減。特別会計及び病院事業会計では、総額で 59 億 707 万円、前年度比 1.01%の減となり、一般会計・特別会計・病院事業会計を合わせた総予算額では、128 億 4,207 万円、前年度比 4.67%の減となったところであります。各予算の主要な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりであります。平成 29 年度の一般会計予算及び各種特別会計予算につきまして、十分なる御審議を賜り、御承認くださるようお願い申し上げますとともに、計画いたしました各事業が円滑に推進できますよう議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

議長（草津 進）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、明日から 3 月 15 日まで休会とし、6 日と 7 日は委員会審査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、明日から 3 月 15 日まで休会することに決定いたしました。

3 月 16 日は定刻の午前 10 時に開議することとし、本日はこれにて延会いたします。

—（午後 3 時 36 分）—